

# 令和5年度簡裁訴訟代理等能力認定考査受験案内

法 務 省

## 第1 受験資格

司法書士法第3条第2項第1号に規定する研修の課程を修了した者

## 第2 考査申請手続及び受付期間等

### 1 考査の申請手続について

#### (1) 考査を受けようとする者の申請手続

考査を受けようとする者は、自己が入会している司法書士会（司法書士会に入会していない者にあつては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された司法書士会）を通じて考査申請書類の交付を受け、**令和5年8月9日（水曜日）午後5時まで（時間厳守）に考査申請書類を当該司法書士会に提出してください。**提出すべき書類等は、下記「3 提出書類等」を御覧ください。

郵送により申請する場合には、封筒の表に「簡裁訴訟代理等能力認定考査受験」と朱書きした上、必ず**書留郵便**で上記の司法書士会に提出してください。

なお、郵送による申請は、**令和5年8月9日（水曜日）まで（必着）**に司法書士会に提出されたものに限り、受け付けます。

おつて、住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域以外の地域で考査を受けようとする者は、上記にかかわらず、当該地域を管轄する法務局の管轄区域内に設立された司法書士会に考査申請書類を提出することにより、当該地域において考査を受けることができます。

#### (2) 司法書士会の手続

司法書士会においては、令和5年8月16日（水曜日）までに考査申請書類を取りまとめた上、下記2の表に定められた法務局に提出するものとします。

#### (3) 法務局の手続

考査申請書類の提出を受けた各法務局は、申請者に対し、令和5年8月21日（月曜日）までに考査受験票を発送します。

#### (4) 身体の機能等に著しい障害等のある方について

**視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等、身体の機能等に著しい障害等のある方が受験される場合、障害等の種類・程度により必要な範囲で措置を講ずることがあります。**

**当該措置を受けるためには、考査申請受付期間中に、受験地として記載しようとする法務局に、医師の診断書等を添えて特別措置の申出をする必要があります。**

**申出手续の詳細については、当該法務局の総務課にお問い合わせください。**

2 司法書士会が考査申請書類を提出する法務局について

次の表中の①欄記載の司法書士会において取りまとめた考査申請書類の提出先は、②欄記載の法務局とします。

①	②	①	②	
東京司法書士会	東京法務局	福岡県司法書士会	福岡法務局	
神奈川県司法書士会		佐賀県司法書士会		
埼玉司法書士会		長崎県司法書士会		
千葉司法書士会		大分県司法書士会		
茨城司法書士会		熊本県司法書士会		
栃木県司法書士会		鹿児島県司法書士会		
群馬司法書士会		宮崎県司法書士会		
静岡県司法書士会		沖縄県司法書士会		
山梨県司法書士会		宮城県司法書士会		仙台北法務局
長野県司法書士会		福島県司法書士会		
新潟県司法書士会		山形県司法書士会		
大阪司法書士会		大阪法務局	岩手県司法書士会	札幌法務局
京都司法書士会			秋田県司法書士会	
兵庫県司法書士会	青森県司法書士会			
奈良県司法書士会	札幌司法書士会			
滋賀県司法書士会	函館司法書士会			
和歌山県司法書士会	旭川司法書士会			
愛知県司法書士会	名古屋法務局	釧路司法書士会	高松法務局	
三重県司法書士会		香川県司法書士会		
岐阜県司法書士会		徳島県司法書士会		
福井県司法書士会		高知県司法書士会		
石川県司法書士会		愛媛県司法書士会		
富山県司法書士会				
広島司法書士会	広島法務局			
山口県司法書士会				
岡山県司法書士会				
鳥取県司法書士会				
島根県司法書士会				

### 3 提出書類等

#### (1) 令和5年度簡裁訴訟代理等能力認定考査申請書(1)、同(2)、写真票及び考査受験票

(注1) 氏名及び生年月日は、戸籍等に記載されているとおり、楷書で正確に記入してください(考査申請書(2)裏面の「記入に当たっての注意事項」参照)。

(注2) 考査申請書を提出するに当たっては、考査受験票裏面に氏名、連絡場所及び郵便番号を記載し、63円の郵便切手を貼ってください。

#### (2) 考査手数料10,900円(収入印紙で納付)

(注1) 収入印紙は、考査申請書(2)の所定の位置に貼り付けてください。

(注2) 考査手数料は、受験しなかった場合でも返還されません。

#### (3) 写真

無帽(申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)かつ正面から上半身を写した背景のない写真(申請前6か月以内に撮影したもの。大きさ縦4.5cm、横3.5cm(パスポートサイズ))を写真票の所定の欄に完全に貼り付けてください。

なお、受験時に眼鏡を使用する受験者は、必ず眼鏡を着用した写真を貼り付けてください。

おって、写真が受験写真として不適当な場合には差替えをお願いすることがあります。

#### (4) 司法書士特別研修修了証明書

考査申請書には、司法書士特別研修修了証明書(原本)を添付してください。

### 第3 考査の期日等

#### 1 期日

令和5年9月10日(日曜日)

着席時刻:午後0時40分

指定時刻:午後0時50分

考査時間:午後1時00分から午後3時00分まで

司法書士法施行規則第14条において準用する同規則第6条第1項の時刻として、午後0時50分を指定します。

上記の指定時刻までに考査室に出頭していない場合には、受験することができません。

#### 2 考査の内容

事実認定の手法に関する能力、立証活動に関する能力、弁論及び尋問技術に関する能力、訴訟代理人としての倫理に関する能力その他簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を習得したかどうかについて、記述式

により行います。

### 3 考查会場

前記第2の2により考查申請書類の提出を受けた法務局が指定した場所（考查受験票に記載されます。）で行います。指定した考查会場以外の会場では受験することができません。

### 4 携行品

#### (1) 考查受験票

(2) 筆記具（黒インクの万年筆又はボールペン（ただし、インクが消せるものは不可。）

### 5 考查当日の注意事項

(1) 考查会場における注意事項を厳守し、その他の事項については、監督員の指示に従ってください。注意事項、禁止事項及び監督員の指示に従わない場合には、不正受験とみなされる場合があります。

(2) 不正の手段によって考查を受けようとし、又は受けた場合には、その考查を受けることを禁止し、又は認定を取り消すことがあります（司法書士法施行規則第14条において準用する同規則第5条（不正受験者））。

(3) 司法書士法施行規則第14条において準用する同規則第6条第1項の時刻として、午後0時50分が指定されましたので、当該時刻までに考查室に出頭していない場合は、受験することができません。

(4) 考查当日は、考查会場において、考查に関する種々の注意、指示等がありますので、必ず、前記第3の1の着席時刻までに、考查室内の所定の席に着席してください。

(5) 前記4(2)の筆記具以外のもの、六法全書その他の図書の使用は認められません。

ただし、問題検討のため、問題用紙に限り、鉛筆、シャープペンシル、ラインマーカー、黒インク以外の万年筆若しくはボールペン、色鉛筆、プラスチック製消しゴム又は定規の使用を認めます。

なお、考查時間終了後に筆記具を使用する行為は、不正受験とみなします。

(6) 解答用紙への記載は、万年筆又はボールペン（いずれも黒色のインクに限る。ただし、インクが消せるものは不可。）に限ります。それ以外の筆記具（鉛筆、シャープペンシル等）を使用した場合には、採点されません。また、文字を判読することができない場合も採点されません。

(7) 解答用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合には、採点されません（考查時間終了後、これらを記載することは、認められません。）。

(8) 解答用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合には、採点されません。

(9) 考査会場内では、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器を含め、全ての電子機器類及び音響機器の使用はできません。

電子機器類及び音響機器は、あらかじめ電源を切り、必ず、かばんの中にしまってください（衣類等のポケットには絶対に入れないでください。）。

**考査中に携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器の電源が入っていることが確認された場合には、不正受験となる場合があります。携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器は、電源が切れていても起動してアラーム等が作動する場合がありますので、アラーム等の設定をしている場合には、必ず解除してから電源を切ってください。**

なお、考査開始前に携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器の電源切断確認作業を実施しますので、円滑な作業の実施に御協力をお願いします。

(10) 考査会場内では、耳栓を使用することはできません。

(11) 考査時間中は、**受験票、時計又はストップウォッチ**（計時機能のものに限り、アラーム等音の出る機能の使用は不可）、**前記4(2)の筆記具**（前記5(5)ただし書の鉛筆、シャープペンシル、ラインマーカー、黒インク以外の万年筆又はボールペン、色鉛筆、プラスチック製消しゴム及び定規を含む。）、**キャップ付きペットボトル飲料**（1本のみ。後記(12)参照。）、**目薬及び点鼻薬**（外箱等から出した状態のものに限る。）、**ハンカチ、タオル、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、携帯用手指消毒液**（アルコール除菌シートを含む。）**並びに膝掛け以外のもの**（付箋、筆記具入れ、メモ用紙等）**は机上又は机の中には置かずに必ずかばんの中にしまってください。**

なお、マスク、フェイスシールド（透明で顔全体の表情等が監督員等から確認できるものに限る。）及び手袋（透明で音が出ないものに限る。）を使用する場合には、考査開始時刻までに着用してください。

おって、マスク、フェイスシールド、手袋、目薬、点鼻薬、ハンカチ、タオル、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、携帯用手指消毒液及び膝掛けについても、監督員が考査の公正な実施を妨げるおそれがあると判断した場合には使用を認めないことがあります。

(12) 持ち込める飲料は、キャップ付きのペットボトル飲料（ペットボトルカバーは禁止）に限って認められ（机上に置けるものは1本のみ）、その他のアルミ缶等は認められません。

なお、水滴等によって問題や解答用紙の汚損等が生じたとしても、交換には応じられませんので、十分注意してください。

(13) 受験者が考査時間終了前に解答用紙を提出して受験を終了すること（途中退席）は、認められません。

- (14) 考査時間中の体調不良、やむを得ずトイレに行く必要がある場合等には黙って手を挙げ、監督員の指示に従ってください。無断で席を立ったり、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の不要物を携帯したりした場合には不正受験となる場合があります。
- (15) 考査会場によっては、節電対策として、冷房の使用や照明の明るさが制限されるなどの措置が執られる可能性があります。また、考査会場によっては、冷房の風が直接当たる場合があります。
- (16) 考査時間中に日常的な生活騒音等（監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、机・椅子がきしむ音、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、照明の点滅など）が発生した場合でも救済措置は行われません。
- (17) 新型コロナウイルス感染症への対応については、法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/>) に掲載しますので、必ず御確認ください。

## 6 お知らせ

- (1) 考査問題は、考査時間終了後、持ち帰ることができます。  
なお、考査問題の内容についての照会には、一切応じません。
- (2) 考査問題については、考査の結果の発表の際に、考査問題の出題の趣旨、各問の配点、法務大臣の認定の基準点等と併せて、法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/>) に掲載して、公表します。  
なお、公表した内容についての照会には、一切応じません。
- (3) 令和5年度簡裁訴訟代理等能力認定考査を受験した者のうち、希望者に対して成績を通知します（詳細は、考査実施当日にお知らせします。）。  
なお、再度の成績通知及び成績通知の希望の有無の変更には、一切応じません。
- (4) 本案内書の掲載内容に変更が生じた場合には、法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/>) で公表しますので、当該ホームページを御覧いただくか、受験地の法務局にお問い合わせください。

## 第4 災害が発生した場合等の対応

災害等に伴う主要な公共交通機関の運休により受験地への移動が著しく困難となることを見込まれる場合には、受験者からの申出により受験地変更を認める取扱いとする場合があります。

この取扱いの実施を含め、**災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/>)、法務省ツイッター及び法務省民事局ツイッターを御覧ください。**

## 第5 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、令和5年4月1日（土曜日）現在において施行されているもの（同日が施行日とされているものを含む。）と

します。

## **第6 考查の結果の発表**

- 1 法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、令和5年12月6日（水曜日）の午後4時に考查会場を管轄する法務局に掲示して行うほか、同日の午後4時に法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）にも認定者の受験番号を掲載します。また、前記掲示及びホームページ掲載後、官報に認定者の受験番号及び氏名について、公告します。

なお、認定者本人には、認定証書を交付します。

おって、認定者は認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付してください。

- 2 考查の採点結果に関する照会には、一切応じません。

## **第7 個人情報の取扱い**

考查申請及び考查により取得した個人情報は、関係法令の規定に従い、簡裁訴訟代理等能力認定考查業務及び統計目的以外に利用することは、ありません。